

(別紙第2)

勸 告

本委員会は、職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告します。

1 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）及び学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 地域手当

ア 本年の改定

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、支給割合を100分の12.19とすること。

イ 給与カーブの見直し

令和6年4月1日から、支給割合を100分の12.21とすること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和5年12月期の支給月数

(ア) (イ)以外の職員

期末手当の支給月数を1.25月（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.7月）とし、勤勉手当の支給月数を1.05月（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.5月）とすること。

(イ) 特定幹部職員

期末手当の支給月数を1.05月（定年前再任用短時間勤務職員にあ

っては、0.6月)とし、勤勉手当の支給月数を1.25月(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.6月)とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給月数

(7) (i)以外の職員

6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.225月(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6875月)とし、6月期及び12月期に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.025月(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.4875月)とすること。

(i) 特定幹部職員

6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.025月(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.5875月)とし、6月期及び12月期に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.225月(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.5875月)とすること。

2 任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年神奈川県条例第5号)の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和5年12月期の支給月数

期末手当の支給月数を1.75月とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給月数

6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.7月とすること。

3 任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和5年12月期の支給月数

期末手当の支給月数を1.75月とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給月数

6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.7月とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1(3)ア、2(2)ア及び3(2)アについては、この勧告を実施するための条例の公布の日から、1(2)イ、1(3)イ、2(2)イ及び3(2)イについては、令和6年4月1日から実施すること。